

令和3年（2021年）4月26日

各地区スポーツクラブ21会長様
西宮市スポーツ推進委員様

西宮市スポーツ推進課長

4月26日（月）以降のスポーツクラブ21の活動について ～ 緊急事態宣言（第3次）発出による ～

平素より、本市スポーツ行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

4月25日（日）から緊急事態宣言の対象区域に兵庫県が指定されたことに伴い、スポーツクラブ21の活動について、4月26日（月）から下記のとおりとします。

会長様をはじめ、関係各位におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたしますとともに、本件内容について、クラブ内での周知徹底のほどよろしくお願いいたします。

☆下線部は追記箇所または前回からの変更箇所です。特にご留意ください。

記

1 活動に当たっての注意事項

スポーツクラブ21の活動について、各クラブの会長・指導者におかれましては、引き続き以下の事項を厳守し実施してください。

- (1) 学校では、**学校教育が最優先**となる。活動に当たっては、**学校長と協議**し、活動場所や方法、クラブが行う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（施設使用後の清掃・消毒作業の徹底など）についての**了解を得る**こと。
- (2) 会員・指導者（以下、「会員等」という。）やその同居家族に感染等が確認された場合の対応は、以下のとおりとする。なお、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの事態が発生した場合、会長またはスポーツ推進委員等は、すみやかに会員等が活動した学校及びスポーツ推進課へ連絡すること。

（ア）**会員等が陽性**と判明した場合

SC21のすべての活動をただちに停止すること。活動の再開については、クラブ内での感染状況を注視し、スポーツ推進課と協議し**学校長の了解**を得た上で再開すること。なお陽性と判明した会員等は、所属サークル（部）の代表者へ連絡することとし（代表者は会長に伝達）、保健所・医師等が参加を認めるまでの間は、参加を停止すること。

（イ）**濃厚接触者ではない会員等**がPCR検査等を**受検**した場合

会員等はPCR検査等を受検した場合、所属サークル（部）の代表者へ連絡することとし（代表者は会長に伝達）、結果が判明するまで活動への参加を停止すること。検査等の結果についても、所属サークル（部）の代表者へ連絡することとし（代表者は会長に伝達）、陽性と判明した場合は（ア）のとおりとする。陰性と判明した場合は、活動への参加停止を解除する。

(ウ) **会員等が濃厚接触者**となった場合

会員等は濃厚接触者と認定された場合、所属サークル（部）の代表者へ連絡することとし（代表者は会長に伝達）、ただちに活動への**参加を停止**すること。その後P C R検査等を受検し、陽性と判明した場合は（ア）のとおりとする。

陰性と判明した場合、または未受検の場合においては、陽性者との最終接触日から2週間は、活動への参加を停止すること。

(エ) 会員等の**同居家族が濃厚接触者**となり、P C R検査等を**受検**した場合

会員等の活動への**参加を停止**すること。同居家族の陽性が判明した場合は、会員等は濃厚接触者と認定される可能性が高いため、ただちに（ウ）の対応を行うこととし、陰性と判明した場合は、活動への参加停止を解除する。

(オ) 会員等の希望により**自費でP C R検査等を受検**した場合

会員等の活動への参加は可能とする。ただし、陽性と判明した場合は（ア）のとおりとする。

- (3) それぞれの種目について1日の活動時間は、**平日は2時間、土日祝は3時間を上限**とする。なお活動時間には移動・準備・休息・片付けの時間は含まないものとする。
- (4) 対外試合・練習試合や合同練習（以下、「対外試合等」という）を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を**最小限**にとどめること。
- (5) **20時まで**には、片付け等を終えて学校等の敷地内から退出すること。（厳守）
- (6) 開催場所が**市外**である場合の対外試合等については、原則として**行わないこと**。
ただし、各S C 2 1以外の団体が主催する公式戦のうち、すでに予定が組み込まれている**市外**での試合については参加を可とする。
- (7) **合宿**等、宿泊を伴う活動については、**市内・外**を問わず**行わないこと**。
- (8) **学校**にて対外試合等を実施する場合は、開催場所となる**学校長の了解を得ること**。
- (9) 各種目の代表者は、会員等参加者（手伝いの方も含む）、及びその同居家族について発熱など体調不良でないことを毎回**確認**するとともに、参加者の氏名等を毎回把握し**記録**すること。なお、体調不良を確認した場合は、活動に参加させないこと。
- (10) 活動時は、石鹸での30秒手洗いやアルコール消毒等感染防止対策を徹底すること。
- (11) 屋内外の活動とも、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するため、参加者の活動時間を分けるなど活動内容を工夫すること。
- (12) 活動中は、発声を極力控えるとともに、近距離での接触を避ける（参加者同士の間隔はできれば2m以上を確保）など飛沫感染が起こらないよう特に注意すること。
また身体へのリスク（熱中症など）を考慮し、活動中におけるマスクの着用は必要ないが、スポーツを行っていない時間（活動の準備・片付け・ミーティング・更衣・移動時など）や呼気が激しくならない軽度なスポーツ（準備運動など）の際は、原則として**マスクを着用**すること。

(13) すべての活動について**無観客**とし、当番などで直接活動に従事する保護者等をのぞき、活動場所への入場を認めないこと。

(14) 体育館等の屋内で活動する際は、入り口や窓を開放し**十分な換気**を行うこと。

(15) 学校体育施設での活動後は、不特定多数が触れるドアノブ・手すり等の施設の設備や器具・用具類について、必ず洗浄・清掃・消毒を行うこと。一般の部は代表等活動責任者が当該作業の完了を確認すること。子どもの部は、コーチ等の指導者が主として作業を行い、監督等活動責任者が作業の完了を確認すること。

なお、学校体育施設以外で活動する場合は、その施設の管理者の指示に従うこと。

2 その他

- (1) クラブハウス（地域交流室）の利用については、利用可とする。利用に当たっては、**マスク着用**の上、室内が密にならないように、人同士の間隔を確保し十分な換気を行うこと。また、利用後は施設の設備について、洗浄・清掃・消毒を行うこと。
- (2) 手洗い・清掃・消毒作業に必要な物品（例：手洗い用石鹸・ハンドソープや消毒液等）は、S C 2 1であらかじめ準備すること。
- (3) 着用したマスクや手洗い・清掃・消毒作業で発生したゴミは、活動場所に捨てずに確実に持ち帰ること。
- (4) 活動に当たっては、感染拡大防止対策等に関する各種通知・ガイドラインを遵守すること。また、各競技の特性を踏まえ、それぞれの団体が発出しているガイドラインを遵守すること。なお、不完全な消毒作業など各種遵守事項の不徹底が判明した場合は、施設の使用禁止など厳正な措置をとる場合があるので留意すること。
- (5) 休憩時間の確保・こまめな水分補給など**熱中症対策**に努め、参加者（特に、子どもや高齢者）の体調管理に万全を期すこと。
また、会員等が活動時間外において体調不良を感じた場合は、経過を観察し休養に努めつつ、かかりつけ医など医療機関の受診を検討するように案内すること。
- (6) 飲食を伴うイベントや会合については、人数に関わらず実施しないこと。
自宅と活動場所を行き来する途中も、会員等で集まっての飲食は行わないこと。
- (7) 今後、活動に関しての内容の変更等があった場合は、速やかに通知する。

以 上

【お問い合わせ先】スポーツ推進課（担当：久保・山岡） T E L （0798）35-3567 Email : k_shatai@nishi.or.jp
